ひょうごの環境2023

令和５年度の環境施策は
「第５次兵庫県環境基本計画」に基づき、
環境の保全と創造に関する施策を総合的に推進します。
2050年カーボンニュートラルをはじめとする課題に対応するため、
脱炭素・自然共生・資源循環の統合による
「地域循環共生圏」の創出を目指し、

1　脱炭素社会の実現
2　里地・里山・里海の適正管理による自然共生
3　サーキュラー・エコノミーへの移行

を重点的に取り組みます。

環境を優先する社会へ地域が先導し、“恵み豊かなふるさとひょうご”を次代につなぐ

2023（令和５）年度施策体系及び当初予算額

当初予算額 3,320 百万円
※人件費等を除く

環境を優先する社会へ地域が先導し
“恵み豊かなふるさとひょうご”
を次代につなぐ

Ⅰ 脱炭素 — 813 百万円

- 兵庫県地球温暖化対策推進計画の推進
- 脱炭素に向けた経済活動の推進
- 家庭でのライフスタイルの転換
- 地域循環共生圏の創出

Ⅱ 自然共生 — 1,460 百万円

- 生物多様性保全の総合的推進
- 野生鳥獣の被害防止総合対策の推進
- 人と野生動物との調和のとれた共存を目指して
- 豊かで美しい里海としての瀬戸内海の再生

Ⅲ 資源循環 — 164 百万円

- 資源循環の推進
- 海ごみ対策の推進
- 廃棄物の適正処理の推進

Ⅳ 安全・快適 — 579 百万円

- 大気環境の保全
- 水・土壌環境の保全
- 環境影響の未然防止と適切な情報提供

Ⅴ 地域力 — 305 百万円

- 持続可能な社会の実現を目指す人づくり
- 様々な主体との協働による取組の推進

持続可能な社会の実現を目指すため、各取組についてSDGsとの関連性を意識し、その理念をより具体的に共有しながら、経済・社会の諸課題の解決につなげます。このため、温室効果ガスの排出抑制等による地球温暖化対策、生物多様性の保全等による自然との共生、廃棄物の発生抑制と再使用・再生利用等による資源循環、大気・水・土壌環境の保全や有害化学物質対策等による安全で快適な生活環境づくり、環境学習・教育や各主体間のネットワークづくりによる地域力の向上を柱として、環境の保全と創造に関する施策を総合的に推進します。

兵庫県地球温暖化対策推進計画の推進

兵庫県地球温暖化対策推進計画の推進

2050年カーボンニュートラル（温室効果ガス排出量実質ゼロ）の実現に向け、地球温暖化対策推進計画（R4.3改定）において、2030（R12）年度の温室効果ガス削減目標を2013（H25）年度比▲48%、2030（R12）年度再生可能エネルギー導入目標を100億kWh（再エネ比率約30%）としています。

これら目標達成に向けて、各分野から排出される温室効果ガスの削減や再生可能エネルギー導入の拡大を県民・事業者・団体等あらゆる主体が一体となって、進めていきます。

地球温暖化対策推進計画（R4年3月改定）

1 温室効果ガス削減目標

「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」をゴールとし、2030年度 48%削減（2013年度比）の達成を目指す。

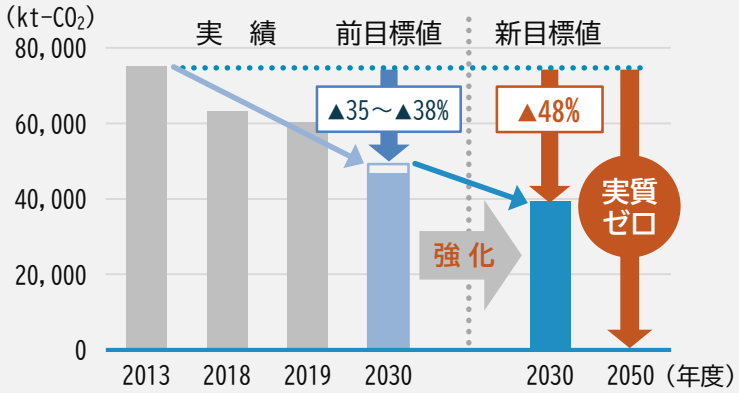

2 再生可能エネルギー導入目標

2030年再生可能エネルギーによる発電量 100億kWh（再エネ比率約30%）を目指す。

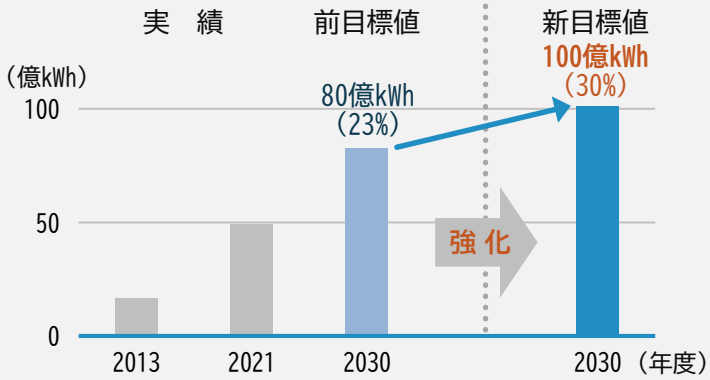

兵庫県地球温暖化対策推進計画ＰＲ用パンフレット

気候変動への適応策の推進

温室効果ガスの排出を抑制する「削減策（緩和策）」を基本としながら、県民や事業者向けにフォーラム等の開催やHP等を活用した気候変動情報の提供など気候変動に関する「適応策」の取組を一体的に推進します。

気候変動と削減策（緩和策）・適応策の関係

※環境省資料を元に作成

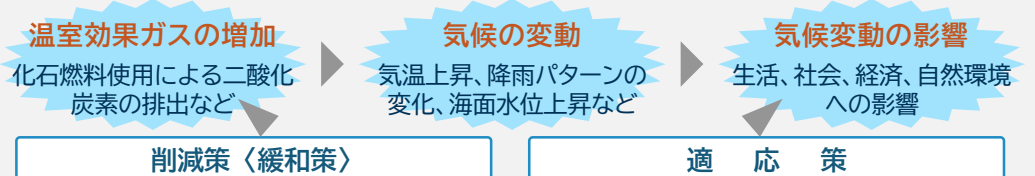

脱炭素に向けた経済活動の推進

条例に基づく温室効果ガス削減

本県の温室効果ガス排出量の7割以上は、事業活動から排出されています。これら事業者に対し、環境の保全と創造に関する条例（以下「環境保全条例」）に基づく排出抑制計画・報告を義務付け、取りまとめを公表します。

また、令和3年度には環境保全条例施行規則を改正し、対象事業者の規模拡大など制度を強化しており、2030年度を目標とした排出抑制計画の実践策について、事業者を指導していきます。

温室効果ガス部門別排出量の割合（2019年度）

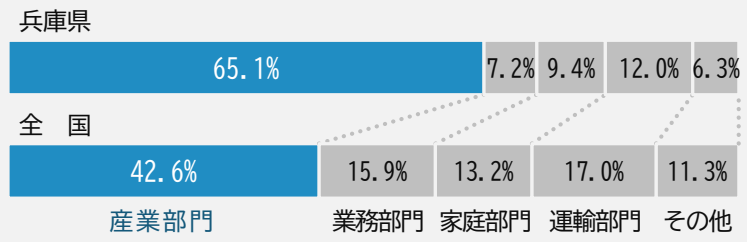

※産業部門にはエネルギー転換部門及び工業プロセス部門を含む
※その他は非エネルギー起源CO_2、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等

中小事業者の脱炭素化の促進

● PPA方式による太陽光発電設備普及促進

中小事業者の再エネ導入を加速するため、初期投資不要のPPA方式（第三者所有型モデル）による太陽光発電設備の普及を促進します。

事業イメージ

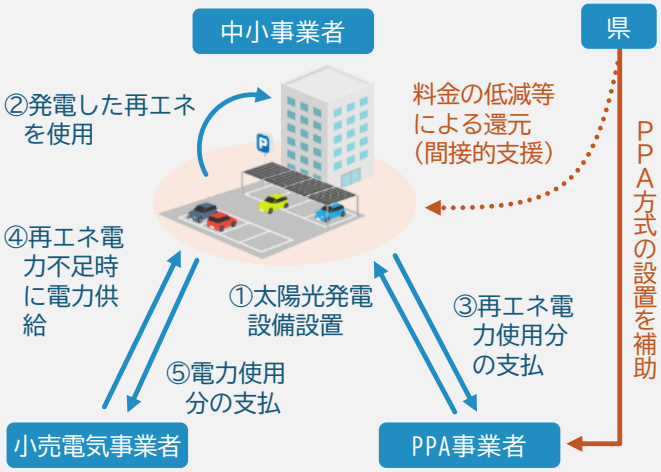

● 再エネ・省エネ設備等の導入支援
（（公財）ひょうご環境創造協会）

自家消費型太陽光発電設備等の再エネ設備導入や省エネ設備の更新、省エネ化改修を行う中小事業者に対し、専門家の派遣や導入にかかる支援や再エネ・省エネ設備設置や環境保全、公害防止を目的とした低利融資を実施します。

さらに、再生可能エネルギー相談支援センターによる各種相談や相談内容に応じたコンサルタントの派遣等を行います。

● “ひょうご版再エネ100”の推進
（（公財）ひょうご環境創造協会）

使用電力を全量再エネで賄う「RE100」宣言企業の拡大を図るとともに、PPA方式を活用するなど、市町や民間施設等への自家消費型再エネの導入拡大を図ります。

PPA方式による太陽光発電（三木市）

脱炭素に向けた経済活動の推進

次世代自動車の普及促進

● 次世代自動車の普及

電気自動車（EV）などの次世代自動車の普及を促進するため、事業者等への補助や公用車への導入を進めます。

さらに、兵庫水素社会推進構想（H31.3策定）に掲げる水素社会の実現に向けて、燃料電池自動車（FCV）や燃料電池バス（FCバス）、燃料電池タクシー（FCVタクシー）の導入補助により、水素モビリティの普及を図ります。

FCバス（神戸市）R5.4導入

エア・リキードMK神戸空港前
水素ステーション

● 水素ステーションの導入促進

水素モビリティの普及に欠かせない水素ステーションを2025年までに10基以上整備することを目標に、整備費に対する補助を行います。さらに、水素ステーションの効果的な誘致方法や整備適地等の検討を行います。

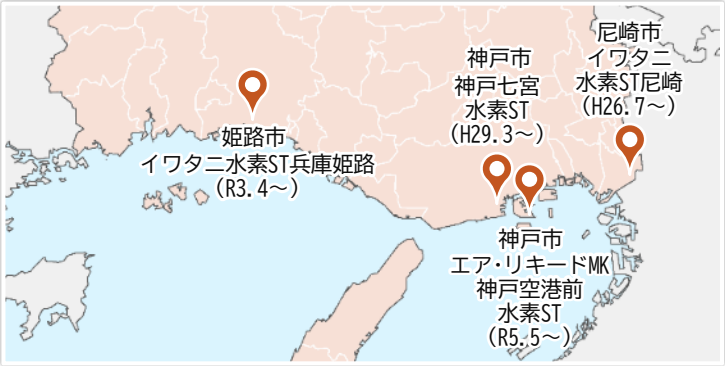

県内の水素ステーション

温室効果ガス（GHG）排出量算定サービスの導入支援

中小企業におけるサプライチェーンも意識した脱炭素化の取組や経済活動の活性化を図るため、原材料調達・製造・物流・販売・廃棄など、事業活動の一連の流れで排出される温室効果ガスを把握できるサービスの導入を支援します。

燃料電池車への水素充填（姫路市）

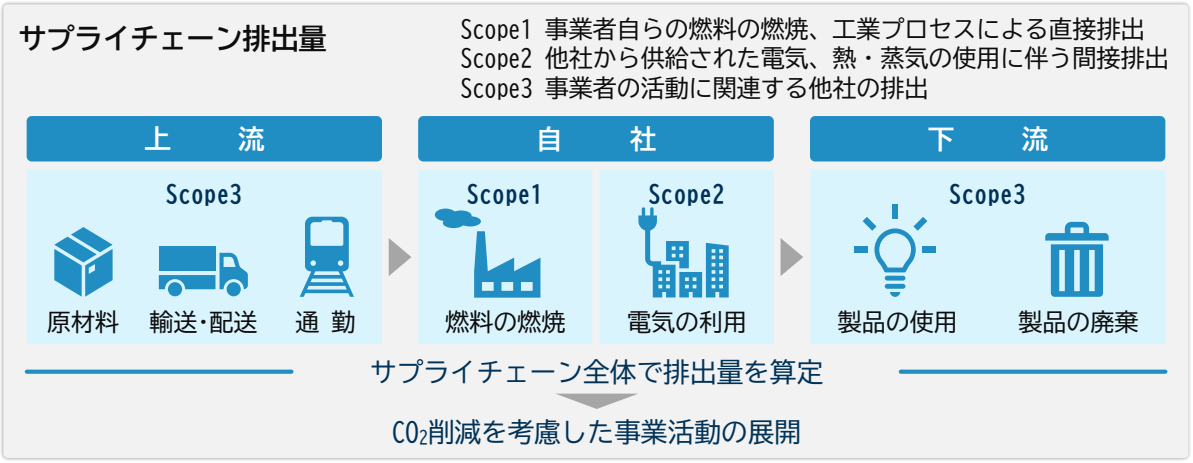

家庭での ライフスタイルの転換

脱炭素型消費に向けた行動変容

事業者による生産・製造過程等でのCO_2排出量を見える化したカーボンフットプリント※(CFP)を活用した取組や、県民による脱炭素製品等の購入を促進します。

事業イメージ（農産物の場合）

（例）環境創造型農業

- 慣行栽培での生産段階の温室効果ガスを算定
- 本県の**特徴的な取組**での温室効果ガス削減効果を評価・検討

※商品・サービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量をCO_2相当量に換算し、簡易的な方法でわかりやすく表示する仕組み

家庭への再エネ・省エネ導入の支援（一部(公財)ひょうご環境創造協会）

家庭におけるエネルギー利用の効率化を促進するため、太陽光発電システムと合わせた家庭用蓄電システムやV2H充放電設備の導入を支援します。

さらに、太陽光発電設備（10kW未満）や家庭用燃料電池設備、断熱化工事等の導入時に低利融資を実施し、再エネ・省エネ設備の一層の普及を図ります。

V2H(Vehicle to Home)のイメージ

電気自動車に蓄えた電力を家庭で利用するシステム

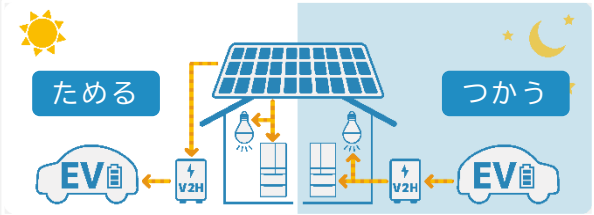

地球温暖化防止活動推進員の活動支援

家庭からのCO_2排出量削減を図るため、県民等への普及啓発等に取り組む地球温暖化防止活動推進員の活動を支援します。

また、R3.9に発足した学生推進員による学生ならではの視点で幅広い世代への啓発を推進します。

推進員による小学校への出前講座

節電・省エネルギーの呼びかけ

エネルギー消費量が増加する夏季と冬季に、関西広域連合の取組と歩調を合わせて節電・省エネルギーの呼びかけを行います。

うちエコ診断の推進

CO_2排出量を見える化し、効果的な削減対策を提案する「うちエコ診断士」の資格取得に向けた支援を行うとともに、うちエコ診断（無料）の実施を推進します。

ひょうご うちエコ診断 検索

https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk24/uchieco.html

地域循環共生圏の創出

木質バイオマス燃料化システム

地域循環共生圏モデルの構築

● 北摂里山地域循環共生圏普及啓発セミナーの開催

宝塚市西谷地区において取り組んでいる県有環境林を利用した里山保全・木質バイオマス燃料化事業を先行モデル事例とし、セミナーを通じて普及啓発を行います。

● 地域循環共生圏のモデル化

家畜排せつ物由来のバイオガスなどの地域において賦存している再エネ資源を利用した地域循環共生圏モデル構築を目指すため、利用する再エネ資源に応じた情報を整理、ツール化し、モデルとすることで県内各地域への展開を図ります。

北摂里山地域循環共生圏

伐採した里山林をチップ化し、ボイラー燃料として活用する実証事業を実施。再エネの導入による脱炭素、里山の保全による自然共生、木材の有効利用による資源循環を実現する。

地域資源を活用した再エネ導入の支援

● ひょうご再エネ導入加速化プロジェクト

地域再エネワークショップを開催し、再エネ導入の必要性の理解を促進するとともに、再エネ導入支援アドバイザーの派遣により、事業実施までの地元調整やシステム設計等を支援します。

● 地域創生！再エネ発掘プロジェクト

地域の活性化にも大きな期待が持てる地域資源を活かした再エネの導入を検討する地域団体等の事業立ち上げ時の取組等を支援します。

● 自立・分散型エネルギーシステム構築支援

（(公財)ひょうご環境創造協会）

先導モデルとなる再エネ設備を整備する際、その費用の一部を補助します。

地域資源を活用した再エネ導入支援スキーム

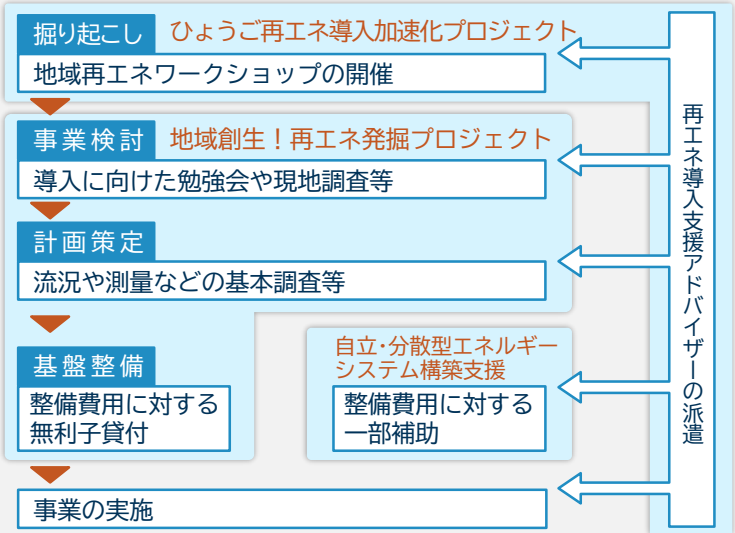

生物多様性保全の総合的推進

兵庫県外来生物対策協議会と連携した外来生物対策

外来生物法の改正（R5.4）により、国内に定着している特定外来生物の防除が県の責務とされたことから、兵庫県外来生物対策協議会を中心に総合的な対策を講じます。

● アライグマ・ヌートリアの捕獲強化

市町、関係団体、専門機関等で構成する対策連絡会議を開催し、連携して防除を促進します。また、捕獲わなの活用や専門家と連携の上、先進的な取組や効果的な対策について、住民向けに普及啓発を実施することにより、市町等の取組を支援します。

アライグマ

ヌートリア

● 外来昆虫・外来植物対策の推進

県・市町の適切な役割分担のもと、特定外来生物の早期発見・早期防除に取り組みます。

県のもつ広域性や専門性を活かし、幅広い普及啓発に努めるほか、特に侵入初期の特定外来生物の防除に注力し、定着済の特定外来生物については、専門家の派遣などによる技術的支援や市町域を超えた広域的な防除対応など、市町と連携して効果的な防除を進めます。

上：ナガエツルノゲイトウ
下：アルゼンチンアリ

クビアカツヤカミキリ

上山高原における魅力向上・情報発信

芸術文化観光専門職大学地域リサーチ＆イノベーションセンター（RIC）と連携し、イベントの開発・ブラッシュアップやSDGsを重視したモデルツアーの実施等、上山高原の魅力向上に繋がる取組を実施します。

砥峰高原（神河町）

イヌワシ

豊かな自然が息づく上山高原

野生鳥獣の被害防止総合対策の推進

鳥獣保護管理事業計画の推進

獣種別の管理計画（R4.3策定）に基づき、地域の実情に応じた野生動物の

① 個体数管理（捕獲）
② 被害管理（防護柵の設置等）
③ 生息地管理（広葉樹林の整備等）

を総合的・計画的に取り組むことにより、農林業被害等の軽減を図り、人と野生動物との調和のとれた共存を目指します。

獣種別の管理計画

第13次鳥獣保護管理事業計画（R4.4～R9.3）	
（1）鳥獣捕獲許可の基準・考え方 （2）鳥獣保護区等の指定及び管理 （3）特定計画の作成 等	
第２種特定鳥獣管理計画（R4.4～R9.3）	
第３期ニホンジカ管理計画	**第３期イノシシ管理計画**
農業被害の被害防止、下層植生衰退の進行防止、スギ幼齢林の食害リスクの軽減、「目撃効率※1.0以下」となる個体数管理	農業被害の半減、生息密度の低減、人身被害や生活環境被害の解消
第３期ニホンザル管理計画	**第２期ツキノワグマ管理計画**
人身被害の防止、農業被害・生活被害の減少、現存する群れの適正な維持、被害地域の拡大抑制	人身被害ゼロ、人の生活圏への出没防止、東中国地域個体群及び近畿北部地域個体群西側の推定生息数400頭以上の維持

※ 目撃効率：狩猟者１人が１日に目撃するシカの頭数

集落・農家への支援の強化

被害の大きな集落での適切な鳥獣被害対策実施のため、専門知識と現場経験を備えた民間事業者を集落へ派遣し、被害対策のカルテ化・処方箋作成を行うほか、処方箋に基づく集落・農家自らによる被害対策と捕獲対策の実践を支援します。

野生鳥獣による農林業被害

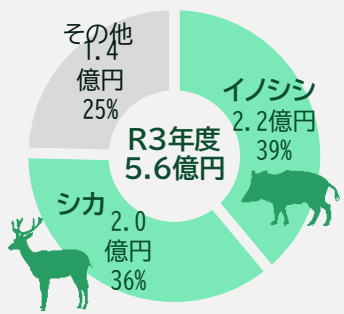

事業のイメージ

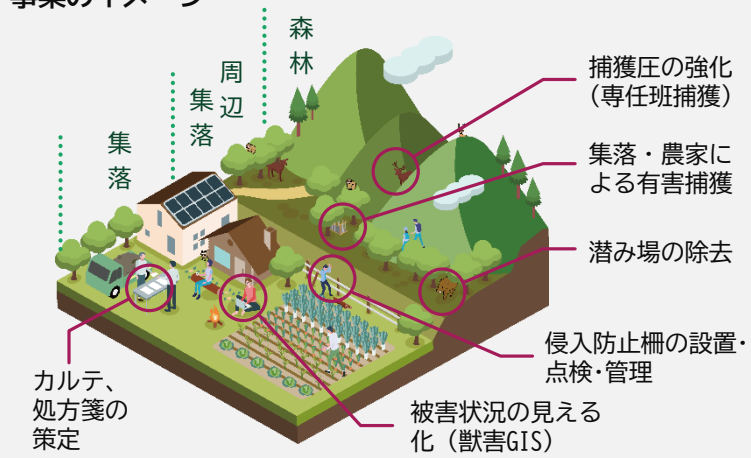

アドバイザーによる集落への捕獲指導

箱わなによる捕獲（養父市）

獣害防護柵の設置（加東市）

野生鳥獣の被害防止総合対策の推進

イノシシ対策

● イノシシの捕獲強化

農業被害が最も大きいイノシシの捕獲目標を令和5年度は、年間25,000頭とし、有害捕獲を促進します。

また、被害集落へ効率的・効果的な捕獲技術の指導、狩猟期の捕獲報償金制度の活用等、捕獲体制を強化するとともに、餌付け等により人慣れした個体の出没により人身事故等の生活被害が発生している六甲山山麓の市街地周辺では、イノシシ緊急対策協力員の配備や、加害個体の捕獲やわなの見回り活動等の経費を支援します。

イノシシに踏み倒された水稲

ゴミをあさるイノシシ(神戸市)

● 野生イノシシの豚熱(CSF)への対応

令和2年10月以降、感染確認が続く豚熱への対応として、県境周辺の山林等での経口ワクチン散布に合わせて、散布エリア及び周辺市町での捕獲を強化し、生息密度を低下させることでまん延防止を図っています。

シカ対策

● シカの捕獲強化

農林業被害が軽微になる生息密度を目指して、令和5年度の年間捕獲目標を46,000頭とし、県捕獲専門家チームの派遣やICT技術を備えた大型捕獲わなの導入、狩猟期間中の捕獲報償金制度の活用等により、捕獲強化に取り組みます。

また、生息密度が高く、奥地等の捕獲が困難な地域では、県委託の民間捕獲事業者による捕獲を実施します。

農地に出没するシカ

シカ食害により下層植生が衰退した森林

● シカ丸ごと1頭活用大作戦

捕獲したシカを地域資源として有効に活用するため、処理加工施設等の整備、捕獲個体の搬入・回収支援に加え、ひょうごジビエの日(毎月6日、16日及び第4火曜日)の普及啓発により、シカ肉等の需要拡大を図ります。

シカ肉を使ったシカバーガー

第９回文鹿祭でシカ肉などのPR活動

第３回ひょうごジビエコンテスト最優秀賞作品「鹿肉のひつまぶし」

野生鳥獣の被害防止総合対策の推進

ツキノワグマ対策

集落への出没や人身事故の発生を未然に防ぐため、集落周辺部での有害捕獲の強化や追い払い活動、放任果樹などの誘引物除去等を実施します。

また、近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会において策定した広域保護管理指針に基づき、群れごとの適正な個体数管理を進めます。

人家に出没したクマ

家ベランダに出没したクマ

ニホンザル対策

地域個体群の安定的維持と被害軽減を両立させるため、群れごとの生息状況に応じた適切な個体数管理を実施します。

また、サルが登りにくい防護柵の整備やサル監視員による追い払いなど、サル被害に強い地域づくりを進めます。

廃棄農作物に群がるサル

住民によるサルの追い払い

カワウ対策

アユ稚魚の食害や樹木の立ち枯れ等を発生させるカワウの個体数管理のため、擬卵置換等による繁殖抑制、ねぐらとなる樹木の伐採、高性能空気銃等による捕獲促進等、被害軽減に向けた取り組みを進めます。

アオサギのデコイでカワウをおびき寄せる

集団ねぐらとなった樹木

捕獲されたクマの放獣

人と野生動物との調和のとれた共存を目指して

兵庫県立総合射撃場（仮称）の整備

狩猟への関心を高める狩猟体験会やPRイベント等の開催により、狩猟者の確保・育成に取り組みます。また、多様な射撃・わな捕獲技術の向上を図りながら、狩猟マイスター育成等のための研修機能も併せ持つ「兵庫県立総合射撃場（仮称）」の整備を進めます。

兵庫県立総合射撃場（仮称）

多様な銃種・射撃タイプに対応した射撃練習場とわな猟の練習場を備えた全国初の施設で、令和５年度末の施設の完成（供用開始R6.6予定）を目指して三木市吉川町で整備を進めている。

区　分		施　設　内　容
射撃施設		約12ha
	標的射撃	ライフル　100m・1面（3射座）
		スラッグ　50m・1面（5射座）
		空気銃　10m・1面（10射座）
	クレー射撃	ﾄﾗｯﾌﾟ 3面、ｽｷｰﾄ 1面（ﾄﾗｯﾌﾟと併用）
わなフィールド		約68ha

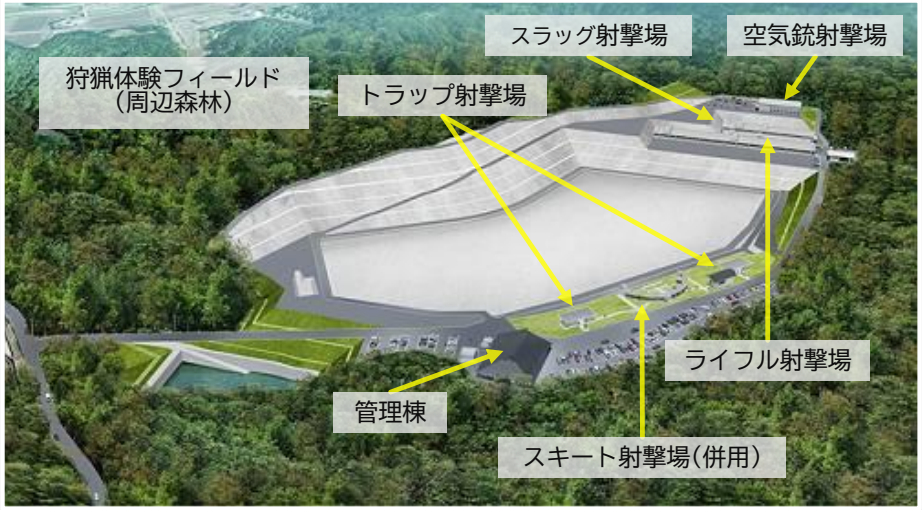

「兵庫県立総合射撃場（仮称）」イメージパース

森林動物研究センターの魅力発信強化

兵庫県森林動物研究センターの研究で蓄積された野生動物の行動データを仮想空間上で再現し、行政や狩猟者等が、野生動物の行動に基づく被害・捕獲対策等の知識・技術を習得できるシステムを構築し、Web公開を進めます。

森林動物研究センター内の展示物

森林動物研究センター（丹波市）

豊かで美しい里海としての瀬戸内海の再生

栄養塩類管理計画の推進

兵庫県栄養塩類管理計画(R4.10策定)に基づき、計画的な栄養塩類供給に伴う水質の状況の検証を行います。

また、対象海域での水質目標値の達成・維持には、さらなる栄養塩類供給が不可欠であることから、

① 県民の理解を深める取組の検討・実施
② 栄養塩類増加措置実施者の追加
③ 新たな栄養塩類供給方策の調査・研究等

に取り組みます。

瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画の改定

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく瀬戸内海環境保全基本計画が変更(R4.2)されたことを受け、「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」を改定します。

国の基本計画変更のポイント

- 栄養塩類管理や藻場・干潟の保全など地域の実情に応じた「里海づくり」の推進
- 気候変動や海洋プラスチックごみに対する取組の推進

兵庫県栄養塩類管理計画（R4年10月策定）

大阪湾西部と播磨灘の海域に窒素やりんなどの栄養塩類供給を可能にし、きめ細かく栄養塩類の管理を行えるようにします。

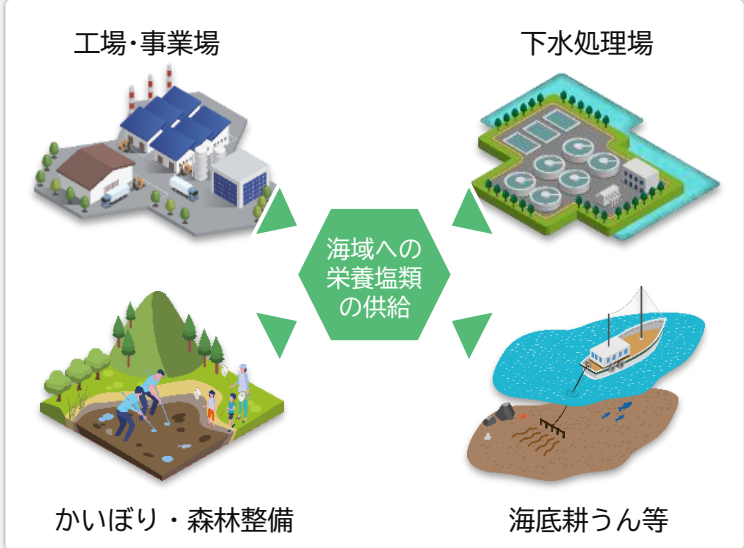

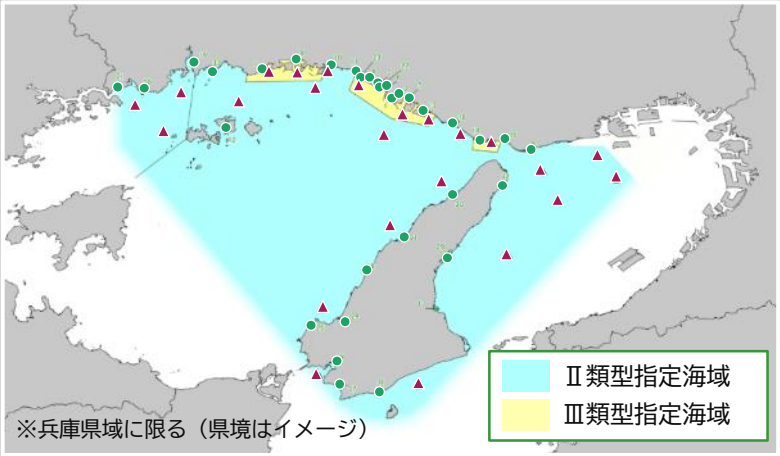

● 栄養塩類増加措置実施者　▲ 全窒素及び全りんの測定地点

望ましい栄養塩類濃度（県条例下限値～環境基準値）

水域類型	全窒素(mg/L)		全りん(mg/L)	
	条例下限値	環境基準値	条例下限値	環境基準値
Ⅱ	0.2	0.3	0.02	0.03
Ⅲ	0.2	0.6	0.02	0.05

播磨灘を航行する漁船

豊かで美しい里海としての瀬戸内海の再生

ひょうごの海におけるブルーカーボンの推進

地域団体等による藻場等の再生・創出などの実践活動に対して支援を行うとともに、新たに設置した産学官民による連絡会議において、藻場の拡大やブルーカーボンクレジット制度の活用を目指します。

また、養殖ノリのブルーカーボンとしての可能性に着目し、CO_2吸収・固定量の算出方法等を研究・検討します。

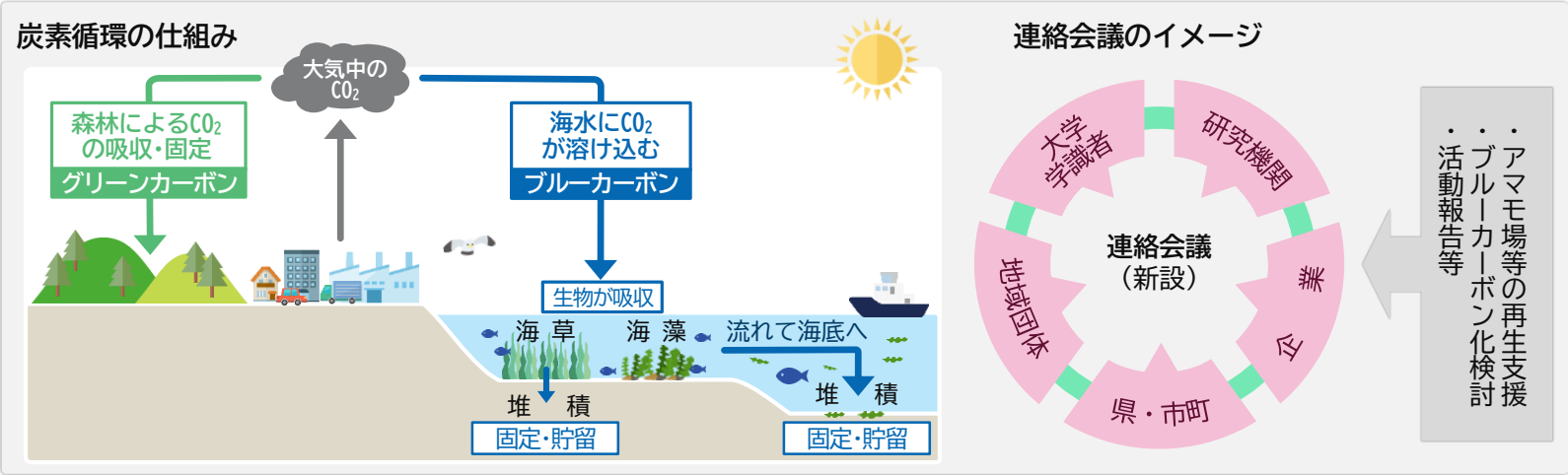

豊かな海づくりに向けた県民運動の展開

第41回全国豊かな海づくり大会（R4.11開催）を契機に漁業者をはじめ、幅広い分野の事業者や県民の理解と参画のもと、豊かで美しいひょうごの海の創出と継承を公民連携による県民参加の運動として展開します。

稚魚の放流（明石市）

須磨海岸での水産教室（神戸市）

農業者と漁業者との連携による
ため池の「かいぼり」（洲本市）

豊かな海を育む「アマモ」

資源循環の推進

兵庫県廃棄物処理計画の推進

兵庫県廃棄物処理計画（H30.8策定）に基づき1人1日当たりの家庭系ごみ排出量及び最終処分量の削減を図るため、食品廃棄物・食品ロスの削減や古紙回収及びバイオマスの利活用を促進します。

また、プラスチック資源循環や廃棄物・資源循環分野におけるカーボンニュートラルを促進する観点を加えた兵庫県資源循環推進計画（仮称）を策定します。

一般廃棄物及び産業廃棄物の実績と目標

	実　績		目　標	
	2012年度（基準年度）	2020年度（現状）	2020年度（中間目標）	2025年度（最終目標）
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	525g/人日	507g/人日	483g/人日	463g/人日
一般廃棄物最終処分量	273千ﾄﾝ	206千ﾄﾝ（△25%）	198千ﾄﾝ（△28%）	185千ﾄﾝ（△32%）
産業廃棄物最終処分量	781千ﾄﾝ	542千ﾄﾝ（△31%）	571千ﾄﾝ（△27%）	560千ﾄﾝ（△28%）

※（　）は基準年度比の削減率

プラスチックごみ対策の推進

プラスチックごみ削減に向け、3Rの取組を徹底することを基本としつつ、令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法とあわせ、再生可能資源への代替（リニューアブル）の観点も加えた新たな資源循環の取組を強化します。

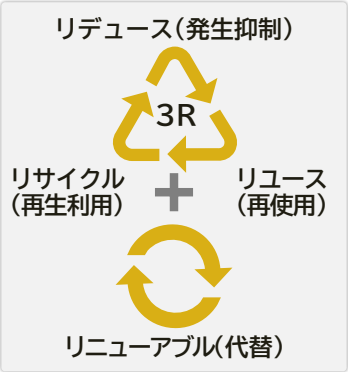

● 3Rの徹底

①ワンウェイプラスチック（レジ袋、ストロー、トレイ等）の効果的な削減、②県内企業で生産される生分解性プラスチックの導入など代替素材への転換、③プラスチックごみ散乱防止・回収活動等の「見える化」による県民の自主的取組を促進します。

● 効果的・効率的で持続可能なリサイクル

ペットボトル集団回収（現在5市で実施）の拡大や「ボトルtoボトル」を促進します。

ボトルtoボトルの取組（高砂市・加古川市・稲美町・播磨町）

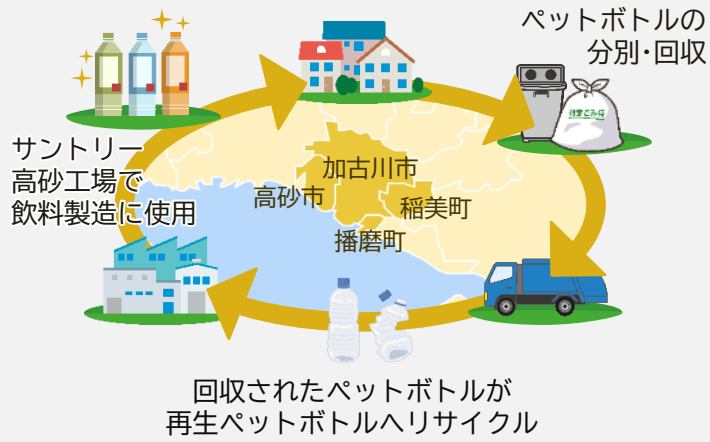

※サントリー食品インターナショナル（株）発表資料を元に作成

回収されるペットボトル

資源循環の推進

プロギングイベント@県庁周辺

資源循環型ライフスタイルへの転換

● ワンウェイプラスチック削減県民運動の展開

新しいライフスタイル委員会によるレジ袋をはじめとするワンウェイプラスチック削減に向けた県民運動に関する取組を支援します。

● ひょうごフードドライブ運動の全県展開

全市町域への展開に向け、主要スーパーに実施を働きかけ、福祉団体等とのマッチングを推進し、実施店舗を拡大します。

また、県庁舎（本庁、県民局・県民センター）での実施を拡大します。

スーパー店舗でのフードドライブ

県庁でのフードドライブ

フードドライブの取組例

ひょうごプラスチック資源循環コンソーシアムの展開

観光やスポーツ等、異分野の業種や市町、リサイクラー等と連携し、プラスチック資源循環促進方策の具現化に取り組んでいます

ひょうごプラスチック循環コンソーシアムによる取組例

● 城崎温泉旅館協同組合でのプラスチック使用削減・生分解性プラスチックの利用促進

宿泊客へアメニティグッズを提供する場合には、素材を生分解性プラスチックへ転換

● イオンでの「Loop」の取組を展開

「Loop」を通じて、プラスチックごみを出さない新しいライフスタイルの普及を促進

● 分別収集リサイクルスキームの構築

小野市、加西市、加東市と県が共同で、ごみ中のプラスチック資源潜在量を把握、リサイクルケース別のコスト・CO_2削減効果を検証

● ごみ拾いアプリ（ピリカ）の活用

ごみ問題を自分事として捉えるきっかけとして、ごみ拾いイベントや身の回りのごみを拾った際などに「ピリカ・兵庫県版」の活用を呼びかけ

海ごみ対策の推進

海ごみ対策の推進

兵庫県海岸漂着物対策推進地域計画（R2.3改定）に基づき、海岸漂着物のみならず、漂流ごみ・海底ごみの回収・処理、流域圏（陸域から海域）での対策、プラスチックごみ対策を推進します。

中高生を対象とした環境学習（姫路市家島）

人工漂着物に占めるプラスチック類の割合（R3年度）

福浦海岸（赤穂市）　田井ノ浜海岸（新温泉町）

漂流ごみ・海底ごみ対策

市町等と連携し、国庫補助を活用した漁業者等のボランティアによるごみの回収、市町ごみ処理施設での受入等の処理体制構築を進めるとともに、県民への意識啓発を図っていきます。

「海ごみ」企画展（神戸市立須磨海浜水族園R4.9）

様々な主体が協働する広域的な対策

「クリーンアップひょうごキャンペーン」等を通じて、地域住民や行政、企業等が連携した清掃等環境美化活動の実施や発生抑制に向けた普及啓発活動を総合的に推進します。

ボーイスカウトによる海岸清掃（豊岡市）

小学生による海岸清掃（明石市）

漂着したごみや流木（洲本市・成ヶ島）

廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の適正処理の推進

事業者に対する指導、廃棄物の広域処理の促進、生活排水・災害廃棄物対策に向けた市町への支援等に取り組み、廃棄物の適正処理を推進します。

産業廃棄物処理業者に対する指導等

廃棄物処理法に基づく処理業や処理施設の許可申請を厳正に審査します。また、処分業者への立入検査を重点的に実施し、不適正な事項が判明した場合は厳格に指導します。

ＰＣＢ廃棄物処理計画の推進

兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（H31.4改定）に基づき、保管事業者への指導と未届事業者の把握に努め、引き続き計画的かつ適正な処理を推進します。

トランス

コンデンサ

蛍光灯安定器

不適正処理の未然防止

● 不適正処理の未然防止・拡大防止体制の整備

廃棄物処理法及び産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例に基づく指導を行い、不法投棄の未然防止・拡大防止に努めます。

また、土砂埋立等の許可にあたっては、廃棄物の混入防止や、土砂崩落事故のような災害の発生防止措置等の審査を行うとともに、立入検査により許可基準の遵守を指導します。

● 不法投棄を許さない地域づくりの推進

各県民局に不適正処理監視員を配置し、廃棄物運搬車両の路上検問や地域住民と連携した合同監視パトロールの実施、自治会への監視カメラの貸出等を行います。

住民等による不法投棄物の撤去

地域住民と連携した合同監視パトロール

不法投棄監視カメラ

廃棄物の適正処理の推進

生活排水対策

● 合併処理浄化槽の整備促進と維持管理への指導

指定検査機関である（一社）兵庫県水質保全センターと協働で精度の高い浄化槽台帳を整備し、単独処理浄化槽も含め浄化槽の適切な維持管理の指導を強化します。

また、単独処理浄化槽からの転換を図るとともに、維持管理が徹底される公共浄化槽（市町設置・管理型の合併処理浄化槽）の導入を促進します。

● コミュニティ・プラントの基幹改修事業の支援

公共下水道事業等と比較して国庫補助金等の財政措置率が特に低い1.5億円未満のコミュニティ・プラントの基幹改修に対して、市町への支援を行います。

災害廃棄物対策

阪神・淡路大震災など過去の災害で得られた経験・知見を踏まえ、初動対応から応急対応に重点を置いた災害廃棄物処理計画（H30.8）に基づき、支援体制の充実等に取り組みます。

また、県内全市町が災害廃棄物処理計画を策定するよう、研修会の開催等の支援を行います。

災害廃棄物の仮置場設置・運営管理模擬訓練

廃棄物の広域処理

廃棄物の適正な海面埋立と、港湾の秩序ある整備による生活環境の保全と地域の均衡ある発展を目的として、「大阪湾フェニックス事業」を促進します。

神戸沖埋立処分場

2期処分場である神戸沖が令和12年度に受入を終了する予定のため、次期処分場として計画を進めている。

3期神戸沖埋立処分場計画概要
- 埋立区域面積　70ha程度
- 埋立容量　約1,200万m³
- 廃棄物受入期間　概ね20年程度

大気環境の保全

工場・事業場のばい煙発生施設等対策

大気汚染防止法に基づき、窒素酸化物等を排出するばい煙発生施設等の届出審査を行うとともに、工場等への立入検査を実施し、ばい煙発生施設等の維持管理等の指導、ばい煙・VOC（揮発性有機化合物）・水銀濃度の測定、燃料の分析を行い、規制基準の遵守状況等を監視します。

ディーゼル自動車等の運行規制の実施

環境保全条例に基づき、特別対策地域（神戸市灘区・東灘区、尼崎市、西宮市南部、芦屋市、伊丹市）において、ディーゼル自動車等の運行規制を実施し、環境基準の早期達成・維持を図ります。

また、カメラ検査・街頭検査により確認された違反車両の使用者または所有者に対し、運行規制地域内を運行しないよう文書警告するとともに、必要に応じ立入検査を行います。

街頭検査の様子

微小粒子状物質（PM2.5）対策

大気汚染常時監視測定局にPM2.5自動測定機を設置して常時監視を行い、日平均値が70μg/m³を超えるおそれのある場合には、注意喚起情報を発信します。

また、効果的なPM2.5対策を検討するため、質量濃度測定に加えて、成分分析を実施します。

PM2.5自動測定機

アスベスト対策

大気汚染防止法及び環境保全条例に基づき、アスベスト含有建築物の解体・改修工事の届出審査を行うとともに、県環境研究センターと連携した立入検査や解体現場への一斉パトロールを建築部局と合同で実施し、作業基準の遵守状況を監視します。

また、大気汚染防止法（R4.4施行）により義務づけられたアスベスト建材の有無に関する事前調査結果報告の内容確認を行います。

大気汚染測定機器

光化学スモッグ対策

光化学スモッグによる被害発生防止を図るため、光化学スモッグの発生しやすい期間中（4～10月）は、広報発令体制を強化します。

また、光化学オキシダントが高濃度時には、光化学スモッグ注意報等を発令し、県民への広報、主要工場への窒素酸化物排出量の削減要請、発令地域への自動車の乗り入れ自粛要請等を行います。

Webサイト「ひょうごの大気環境」で発令状況を発信

水・土壌環境の保全

工場・事業場の排水規制等の実施

水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、特定施設（汚水排出施設）の設置等について、届出・許可申請を通じて指導し、公共用水域及び地下水の水質保全を図ります。

また、排水基準等が適用される特定事業場への立入検査を実施し、排水処理施設の維持管理の改善等の指導を行い規制基準の遵守状況等を監視しています。

土壌汚染対策

土壌汚染対策法に基づき、3,000m^{2}以上の土地の形質変更時等の届出や土壌調査、土壌汚染対策が確実に実施されるよう、土地所有者等に対して指導を行います。

また、事業者の自主的な調査等により判明した土壌汚染について、同法に準じた対策を講じるよう指導します。

土壌汚染対策の実施現場

水質の常時監視

公共用水域（河川・湖沼・海域）及び地下水の水質汚濁状況を把握し、施策に反映するため、国・市町と連携して、水質汚濁防止法に基づき水質測定計画を定めます。

また、同計画に基づき、公共用水域での水質の測定を行うとともに、県内全域で概況調査として地下水の測定を行い、汚染が確認された井戸では、継続監視調査として、定期的に汚染項目の測定を実施します。

水質の金属量の分析

播磨灘海域での水質調査

水質事故時の対応

工場等での事故により有害物質や油等が公共用水域や地下水に流出しないよう、関係機関を含めた緊急時連絡網を整備し、事故等の情報を共有するとともに適切な対応を行います。

また、事故発生時には速やかに現場確認を行い、汚染の拡大を防止するため、関係機関と連携してオイルマットの設置や公共用水域での水質測定等を実施します。

河川への油流出事故対応

環境影響の未然防止と適切な情報提供

化学物質の排出量・移動量の把握と公表

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）に基づき、工場等での化学物質の排出量及び移動量を把握・公表し、事業者自らの排出量の適切な管理や化学物質によるリスク低減を図ります。

予防原則に基づく排出基準未設定化学物質の実態調査

大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の規制対象となっていないものの、残留性、毒性等が高いなど健康への影響のおそれがある物質について環境リスクの低減を図るため、環境汚染実態調査を実施します。

太陽光発電事業に対するアセス等の指導

太陽光発電所の新設・増設について、令和2年度から事業区域面積5ha以上の事業を環境影響評価に関する条例の対象に追加し、環境影響評価審査会による厳格な審査を通じ、事業者による自然環境等への配慮の徹底を図っています。

また、事業区域面積0.5ha以上※の森林の伐採やため池での水上設置を行う小規模な太陽光発電事業に対しても、小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針に基づき、設置する事業者に対して、事業着手前の自然環境調査の実施や調査結果報告書等への指導を行います。

※0.1ha以上（たつの市、小野市、朝来市、多可町の区域並びに三田市の市街化調整区域外）、0.03ha以上（三田市の市街化調整区域）

環境影響評価（環境アセスメント）制度の推進

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な開発行為等の実施に際し、あらかじめ環境への影響を調査、予測、評価して、環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げるため、「環境影響評価法」（アセス法）及び「環境影響評価に関する条例」（アセス条例）に基づき、事業者への指導や審査を行います。

環境影響評価手続の流れ

環境影響評価現地審査（廃棄物埋立処分場計画地）

持続可能な社会の実現を目指す人づくり

ふるさと兵庫こども環境体験（ひょうごエコロコプロジェクト）

県内全ての乳幼児が一定の専門性を踏まえた環境体験を継続的に受けられる体制を構築するため、

① 人と自然の博物館の専門家等による環境学習プログラム
② 複数園が集まる研修への講師派遣、環境体験のノウハウを伝える研修
③ 環境体験コンテンツの県内全園送付
④ 環境学習に取り組む園による発表会等　を実施します。

冬の虫さがし（洲本市）

環境学習・教育に関する情報発信・活動支援

ひょうご環境体験館（はりまエコハウス）を環境学習の拠点施設として、体験活動等を通じた地球温暖化をはじめとする環境問題への県民の意識向上や環境保全・創造活動を促進します。

ひょうご環境体験館内の展示コーナー

ひょうごユースecoフォーラムの開催

若者世代による環境活動の活性化を通して将来社会の担い手を育成するため、高校生・大学生の企画・運営による「ひょうごユースecoフォーラム」を開催し、世代や分野を越えた環境保全・創造活動の担い手達による活動発表や企業等の取組紹介、グループディスカッション等を行います。

活動発表

ポスターセッション

ひょうご高校生環境・未来リーダー育成プロジェクト（公財）ひょうご環境創造協会）

環境問題を科学的・論理的に捉え、解決策を考え、実践できる資質を身に付けた「次代の兵庫の環境創造を担うリーダー」を育成するため、講義・ワークショップ等の研修や有識者等との意見交換、課題解決プランの作成・提案を支援するプロジェクトを実施します。

R4年度は木質バイオマスの活用方法、里山の資源利用などが提言された

ひょうご環境体験館マスコット「ひょうゴン」

様々な主体との協働による取組の推進

様々な主体への普及啓発活動

● 新しいライフスタイル委員会への支援

「地球環境時代！新しいライフスタイルを展開しよう～新しいライフスタイル委員会」が取り組む使い捨てプラスチック削減の普及啓発や環境にやさしい事業者の顕彰など環境と調和したライフスタイルの展開に関する活動を支援します。

● 地球と共生・環境の集いの開催

県民一人ひとりの地球環境問題に対する正しい理解と、幅広い連携による環境行動を呼びかけるため、環境月間の６月に「地球と共生・環境の集い」を県公館（神戸市）において開催します。

環境問題の専門家による講演

国際環境協力の推進

本県に立地しているアジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）センターや（公財）地球環境戦略研究機関（IGES）関西研究センター等の研究機関への活動支援や国際フォーラムの共催を通じて、地球環境保全に向けた国際的な取組を地域から推進します。

また、（公財）国際エメックスセンターと連携し、セミナーやワークショップを開催するとともに、令和6年にオーストラリア・ケアンズで開催予定の第14回世界閉鎖性海域環境保全会議（EMECS14）に向け支援を行います。

脱炭素社会実現に向けたSDGs国際フォーラム（神戸市）

第３回里海カンファレンス（神戸市）

兵庫県環境にやさしい事業者賞の授与

本庁：環境部

- 環境部長
  - 次長
    - 総務課
    - 環境政策課
      - 温暖化対策官
    - 自然鳥獣共生課
      - 鳥獣対策官
    - 水大気課
      - 豊かな海再生推進官
      - 環境影響評価官
    - 環境整備課
  - 森林動物研究センター

Webサイト「ひょうごの環境」

環境施策や環境データ、環境関連法令に基づく届出・許可申請・報告にかかる手続き、大気汚染状況など環境に関する様々な情報を「ひょうごの環境」としてインターネットにより提供します。

Webサイト「ひょうごの環境」

https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/

ひょうごの環境　検索

WebサイトのQRコード

PC版TOP画面(左)
スマートフォン版TOP画面(右)